

瀬戸市国民健康保険条例及び瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 27 年 1 2 月 2 5 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 35 号

瀬戸市国民健康保険条例及び瀬戸市介護保険条例の一部を改正す
る条例

(瀬戸市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市国民健康保険条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 1 号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(徴収猶予) 第 20 条 <省略> 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) <u>氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u> (2)及び(3) <省略> (保険料の減免)	(徴収猶予) 第 20 条 <省略> 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2)及び(3) <省略> (保険料の減免)
第 21 条 <省略> 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければ	第 21 条 <省略> 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければ

<p>ならない。</p> <p>(1) 氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名<u>及び個人番号</u></p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>ならない。</p> <p>(1) 氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名</p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p>
---	--

(瀬戸市介護保険条例の一部改正)

第2条 瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名、<u>住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p>

<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び<u>住所</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>3 <省略></p>
--	---

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。